

令和6年度福島県家庭ごみ排出モニタリングモデル事業業務委託契約書（案）

委託料の額 金 円
（うち消費税及び地方消費税額 円）
委託期間 着手 令和6年 月 日
履行期限 令和7年2月28日

上記の委託業務について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「 」を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

（委託業務の仕様等）

第1条 乙は、別記1「仕様書」に基づき、頭書の委託料（以下「委託料」という。）をもって、頭書の履行期限（以下「履行期限」という。）までに頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了し、仕様書に示した成果品（以下「成果品」という。）を甲に提出しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

（契約の保証）

第2条 乙は、この契約の締結と同時に委託料の100分の5以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。

（権利義務の譲渡等）

第3条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約により生ずる権利及び義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、継承し、委託し、又は請け負わせてはならない。

（再委託）

第4条 乙は、受託事業を一括して第三者に再委託し、又は請け負わせることができない。

ただし、事業を効率的に行う上で必要と思われる事業については、甲と協議の上、事業の一部を委託することができる。

2 乙は、委託事業の一部を再委託するときは、再委託した事業に伴う当該第三者（以下再委託者という。）の行為について、甲に対してすべての責任を負うものとする。

3 乙は、委託事業の一部を再委託するときには、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、再委託者と約定をしなければならない。

（委託業務実施状況の報告等）

第5条 乙は、委託事業に着手したときは、遅滞なく着手届（様式第1号）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

（委託業務内容の変更等）

第6条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があると認めるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。

（乙の請求による履行期限の延長）

第7条 乙は、天災その他その責めに帰することができない事由により、履行期限までに委託業務

を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。
(損害負担)

第8条 委託業務の実施に関して発生した損害(第三者に与えた損害を含む。)のため必要を生じた経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(乙の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息)

第9条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、甲は乙から遅延日数1日につき委託料の額に年2.5%の割合で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数は切捨てる。)の遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。

(検査及び引渡し)

第10条 乙は、委託業務を完了したときは、直ちに完了届(様式第2号)を提出するとともに、遅滞なく当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書に成果品を添えて、甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。

3 前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。

なお、この場合の再検査の期日については、前項の規定を準用する。

(委託料の支払い)

第11条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

3 甲は、委託業務完了後において、乙に委託業務により発生した収入があると認めるときは、乙に対しその額の返還を命じるものとする。

4 甲は、第1項の規定にかかわらず、乙の請求により必要と認める場合には、委託料の一部を前金払することができる。

5 乙は、前項の規定により前金払を請求しようとするときは、委託料前金払請求書(様式第3号)を甲に提出するものとする。

6 甲は、前2項の規定による支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

一 履行期限までに委託業務を完了しないとき、又は委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

二 正当な理由が無いのに、着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

三 第3条の規定に違反したとき。

四 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるとき。

五 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為

の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条においては「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

七 前各号の一に該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合において、乙が契約保証金の納付を免除されているときは、乙は、甲に対し委託料の額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。

3 甲は、必要があるときは乙と協議の上、この契約を解除することができる。

4 乙は、甲が委託業務の内容を変更したため、委託料の額が3分の2以上減少することとなるときは、甲と協議の上、この契約を解除することができる。

5 前項の場合、乙は、甲に対し損害の賠償を請求することができる。

（談合その他不正行為による契約の解除）

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）（以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙またはその役員若しくは使用人に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第2項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

（契約が解除された場合等の違約金）

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天変地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りではない。

一 第12条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履

行不能となった場合

- 2 前項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第9条の規定に基づく履行期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、前項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受領した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（談合による損害賠償）

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りではない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（個人情報の保護）

第16条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記2「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（秘密の保持）

第17条 乙は、委託業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（著作権の帰属）

第18条 乙は、この契約に基づき作成した成果品の著作権を著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に基づく権利を含めて、甲に無償譲渡するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、成果物中にこの契約前から乙が著作権を有するもの（以下「乙著作物」という。）が含まれている場合は、乙著作物の著作権は甲に譲渡されないものとする。

- 3 乙は、成果物に関する著作者人格権を行使しようとするときは、あらかじめ甲の承諾を受けなければならない。

（補則）

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

（紛争の解決方法）

第20条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 福島市杉妻町2番16号
福島県
福島県知事 内堀 雅雄

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

(様式第1号)

着 手 届

令和6年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄 様

受託者 住所
名称
代表者

令和6年度福島県家庭ごみ排出モニタリングモデル事業業務に着手しましたので届け出ます。

- 業 務 名 令和6年度福島県家庭ごみ排出モニタリングモデル事業業務
- 着 手 日 着 手 令和6年 月 日
履行期限 令和7年 2月28日

(様式第2号)

完 了 届

令和7年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄 様

受託者 住所
名称
代表者

令和6年度福島県家庭ごみ排出モニタリングモデル事業業務を完了しましたので、届け出ます。

- 1 業 務 名 令和6年度福島県家庭ごみ排出モニタリングモデル事業業務
- 2 完 了 日 令和 年 月 日

(様式第3号)

令和 年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄 様

住所
名称
代表者

本件責任者の所属部署・職名・氏名
本件担当者の所属部署・職名・氏名
連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

令和6年度福島県家庭ごみ排出モニタリングモデル事業業務
委託料前金払請求書

令和 年 月 日付で締結した上記委託業務について、委託契約書第11条第5項の規定により
下記のとおり請求します。

前金払い請求額 _____ 円

内訳

| 契約金額 | 受領済額 | 今回請求額 | 残額 | 備考 |
|------|------|-------|----|----|
| | | | | |

前金払いが必要な理由

別記 1

令和 6 年度福島県家庭ごみ排出モニタリングモデル事業業務委託仕様書

1 業務の目的

令和 3 年度における福島県の 1 人 1 日当たりのごみ排出量 (1,029g) 及びリサイクル率 (13.3%) は全国ワースト 2 位である。また、令和 5 年度に行った家庭系の燃えるごみ組成分析調査 (夏季調査) によれば、生ごみの比率が最も高く (約 33%)、また、リサイクルの可能な古紙類や容器包装等が含まれていた (約 12%)。

そこで、本事業では、市町村の協力のもと、各家庭が燃えるごみの排出量をモニタリングしながら、ごみ分別の徹底や生ごみ等の排出量削減に取り組むことで、自分事としてごみの排出量の削減を実施するモデルを構築する。

また、本事業の成果は、県全体のごみ排出量削減及びリサイクル率の向上に寄与するため、県内へ広く水平展開し、次年度以降も継続的に活用を図っていく。

2 業務の期間

契約締結から令和 7 年 2 月 28 日 (金) まで

3 業務の内容

受託者は、委託者の指定する 3 市町村において、住民 80 名を対象に、住民自身が 2 ヶ月間、家庭で排出する燃えるごみのモニタリングを行いながら、ダンボールコンポスト等を活用してごみ排出量の削減に取り組むモデル事業を実施する。

(1) 参加者の選定

受託者は、委託者の指定する 3 市町村と協議しながら、原則としてモデル地区となる 5 地区程度 (1 市町村当たり 1 ~ 3 地区) を選び、地区内からモデル事業に参加する住民計 80 名 (1 市町村 10 ~ 30 名程度。以下「参加住民」。) を選定する。

受託者は、選定に当たり 3 市町村の担当者及び住民へ事業の概要を説明するための資料を作成する。

なお、3 市町村からのモデル事業実施要望地区が 5 地区に満たなかった場合は、希望のあった全ての地区でモデル事業を行うこととし、その中から参加住民を選定する。ただし、地区内のみからでは必要な参加住民数を確保できない場合は、委託者と協議の上で、モニタリングを行う市町村全域から参加住民を募るものとする。また、モデル事業実施要望地区が 6 地区以上であった場合は、市町村及び当該地区住民のごみ減量に関する積極性を鑑みながら候補地区を選定し、委託者と協議の上で実施地区を決定する。

(「原子力災害対策特別措置法」に基づく避難指示区域内は実施しない。)

(2) 参加住民への説明会の開催

受託者は、モニタリングの開始前までに、各モデル地区で 1 回、参加住民を対象に、

モデル事業の内容及び実施方法、ダンボールコンポストを使用した生ごみの排出量削減方法、ごみの分別方法、その他家庭で実施可能なごみの排出量削減手法等に関する説明会を開催する。また、説明会では、参加住民の家族の人数や、モニタリング開始前のごみ排出量削減に関する意識を確認するためのアンケート調査を実施する。

説明会の案内・運営、講師、説明資料の作成、アンケート調査票の作成・集計は受託者が行うが、説明会会場の手配は3市町村に相談しながら行うものとする。

なお、受託者は、説明会において参加住民へ、特に以下について詳しく説明する。

- ・モニタリング実施前 アンケート調査票への回答
- ・モニタリング実施中 可燃ごみとしてゴミステーションに出すごみの量のバネばかりによる計量・記録、ダンボールコンポストへ投入した生ごみの量の計量・記録。モニタリング実施中にごみ減量のために工夫したことや意識の変化等の記録。
モニタリング実施中の写真の撮影（電子メール等により受託者への送信が可能な場合はその内容）
- ・モニタリング実施後 受託者への記録用紙の返送（メールによる電子データでの提出も可とする。）、バネばかりの回収。

(3) モニタリング機材等の準備

受託者は、バネばかり（吊りはかり）（本体重量1kg以下。デジタル式可。最大で20kg以上のものを計量可能であり、最小目盛が50g以下のもの。参加住民全員に同一製品を配布。）、ダンボールコンポスト（縦30～50cm、横30～50cm、高さ30～50cm、土等の基材を含むもの。参加住民全員に同一製品を配布。）、記録用紙、記録用紙返送用の切手付き封筒を準備し、原則として、説明会において参加住民全員に配布し、説明会を欠席した参加住民には送付する。

(4) モニタリングの実施

受託者は、7月から11月の間で2ヶ月間のモニタリング実施期間を設定し、参加住民が、燃えるごみのモニタリング及びダンボールコンポストを活用した生ごみ等のごみ排出量削減を実施できるようにする。

受託者は、参加住民からのモニタリング手法やコンポストの使用方法等に関する相談に対応するため、モニタリング実施期間中の平日9時～17時に電話またはメールによる相談受付窓口を設け、参加住民に周知する。また、月に1回程度、参加住民に取り組み状況を電話で聞き取ることとし、モニタリングの継続やごみ排出量削減の取組を促す。

(5) 結果の取りまとめ

受託者は、参加住民から回収した記録用紙のデータを整理し、市町村別、地区別、住民別でごみの排出量の時系列変化や削減状況の変化、参加住民のごみ減量の取組内

容や意識の変化等に関するデータをまとめ、報告書を令和7年1月31日（金）までに作成し、委託者に提出する。

また、受託者は、令和6年12月5日（木）までに、参加住民の取り組んだごみの排出量削減方法のうち効果の高かった優良取組事例を委託者と協議の上で複数選定するとともに、令和6年12月13日（金）までに、優良取組事例を一般県民に周知するための広報資料（A4一枚程度。モニタリング実施中の写真を含める。）をMicrosoft社のWordまたはPowerpoint形式で作成し、その電子データを委託者に提出する。

4 報告

委託業務に着手した時は、主任技術者報告書及び工程表を速やかに提出すること。業務終了後に、成果品として以下のものを提出すること。

- ・上記業務内容をまとめた報告書 2部
- ・上記報告書の電子データ（PDF形式及びWORD又はEXCEL形式）
を保存したDVD-ROM またはCD-ROM 1部

なお、委託者から業務進捗状況等の報告を求められた場合は、速やかに報告すること。

5 その他

(1) 資料の貸し出し

本業務実施のために必要な書類、関係資料等は受託者の要望があれば、委託者が受託者に無償で貸与する。なお、貸与された資料は業務完了時に全て返却しなければならない。

(2) 本業務に必要な経費

上記3の業務に必要な費用は、特に記載のない限り全て受託者の負担とする。なお、参加住民に配布するバネばかりは、受託者からの貸与とするが、参加住民によるバネばかりの汚損、紛失等により返却できない場合も、委託者は負担しない。

(3) 法令等の遵守

この業務を実施するに当たっては、関係法令等を遵守しなければならない。

(4) 別途協議

作業内容について不明な点がある場合は、委託者に随時問い合わせ説明を受けること。

なお、本仕様書に記載のない事項は、別途協議し定めるものとする。